

# 名古屋市教育委員会臨時会

平成 26 年 3 月 20 日  
午前 9 時 30 分  
教育委員会室

## 報 告

市立中学校生徒の転落による負傷について

## 議 案

- 第18号議案 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について
- 第19号議案 名古屋市生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則案について
- 第20号議案 名古屋市女性会館処務規則を廃止する規則案について
- 第21号議案 名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則案について
- 第22号議案 「歴史の里」基本計画の策定について
- 第23号議案 名古屋市教育委員会表彰について
- 第24号議案 教職員の処分について
- 第25号議案 教職員人事について
- 第26号議案 事務局人事について

## 出席者

野 田 敦 敬 委員長  
服 部 はつ代 委 員  
梶 田 知 委 員  
福 谷 朋 子 委 員  
古 川 隆 委 員  
下 田 一 幸 教育長  
教育次長始め、事務局職員15名

(野田委員長)

ただ今から、教育委員会臨時会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。第 23 号から第 26 号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、報告事項「市立中学校生徒の転落による負傷について」を始めます。公になっていない生徒のプライバシーに関する情報など、公表が困難な内容につきましては、発言をご遠慮いただきますようお願いいたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

(金田指導室長)

それではお手元にお配りしております資料にもとに、ご説明させていただきます。事項「市立中学校生徒の転落による負傷について」。内容 1 当該生徒、名古屋市立中学校 1 年生女子生徒 13 歳です。2 経過、3 月 5 日水曜日午前 8 時頃、警察から学校に「東京都内で、当該生徒が建物から転落し、けがをした。現場に自殺をほのめかす書き置きが残されていた。」との連絡が入った。当該生徒は、顎と大腿部に裂傷を負ったが、命に別状はございません。3 当該生徒の様子、平成 25 年 4 月下旬に現在の学校に転入し、1 学期中は登校していました。友人関係のトラブルがあり、2 学期から不登校になっており、この間、学校は復帰に向けて働きかけを続けておりました。教育委員会は、本人からの手紙、保護者からの電話を受け、学校を指導してきたところでございます。保護者は、学校からのアドバイスにより、転校について、児童相談所に相談した。4 今後の対応でございます。今後、教育委員会において、事実関係を詳しく調査してまいります。学校、教育委員会、児童相談所など、関係機関が連携をして、当該生徒を全力でケアしてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。

今、事務局から今後の対応について報告がされましたが、学校、教育委員会、児童相談所など、関係機関が連携して、当該生徒のケアをしっかりと行っていきたいと思います。また、今後、このようなことがないよう、教育委員、事務局、学校が一致結束して、責任を持って全力で取り組んでまいりたいと思います。これで、報告事項を終了いたします。

それでは、議案に移ります。第 18 号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」、第 19 号議案「名古屋市生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則案について」、第 20 号議案「名古屋市女性会館処務規則を廃止する規則案について」、第 21 号議案「名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則案について」の 4 件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小山総務課長)

第 18 号議案から第 21 号議案までにつきましては、平成 26 年度の事務局、公所の組織改正に伴う規則改正ですので、一括してご説明いたします。

まず、第 18 号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。平成 26 年度の教育委員会事務局の組織改正に伴いまして、規定の整備を行うものでございます。組織改正の内容につきましては、平成 26 年 2 月 6 日の教育委員会で報告いたしました。今回正式に規則として定めるものであります。議案の最後に、参考として事務局の機構図を添付いたしましたので、併せてご覧ください。改正の内容は主に 3 点ございます。1 点目は、参事の廃止及び子ども応援委員会制度担当部の設置についてでございます。児童生徒の学びの環境を事業などのソフト面と教育施設などのハード面の両面から整備するため、子ども応援委員会制度担当部に、子ども応援室と学校計画室を置き、学校規模の適正化等を担当する主幹を設置するものです。学校計画室は、施設計画室を改めたものであり、学校規模の適正化等を担当する主幹は、小規模校対策を担当する主幹を改めたものです。なお、この改正に伴い、施設計画室及び小規模校対策を担当する主幹を所管していた教育施設担当参事を廃止し、同じく参事の指揮命令下にあった学校整備課を総務部長の指揮命令下に移管します。2 点目は、学校教育部の組織改正についてでございます。県費負担教職員の給与等の負担や定数の決定等の権限が県から指定都市に移譲されることから、権限移譲を担当する主幹を新たに設置します。また、小学校給食調理業務の効率化を担当する主幹を新たに設置するものです。3 点目は、生涯学習部の組織改正についてでございます。生涯学習推進センターが廃止され、中村、熱田、名東の生涯学習センター及び女性会館を指定管理者に管理を行わせることから、生涯学習の推進及び管理等合理化を担当する主幹を新たに設置します。なお、施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日からでございます。

次に、第 19 号議案「名古屋市生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則案」及び第 20 号議案「名古屋市女性会館処務規則を廃止する規則案」をご説明いたします。平成 26 年 4 月 1 日から、生涯学習推進センターを廃止すること、中村生涯学習センター一始め生涯学習センター3 館及び女性会館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、館長その他の職員の配置がなくなるため、所要の改正及び規則の廃止を行うものです。なお、施行期日は、いずれも平成 26 年 4 月 1 日からでございます。

第 21 号議案「名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。見晴台考古資料館では、見晴台遺跡資料の供用に関する事務などを行っているところですが、館が行う事務のうち、埋蔵文化財の発掘調査に関する事務を文化財保護室に一元化し、これに伴い、職員体制を見直します。見直しの内容は主に 3 点ございます。1 点目は、現在設置している常勤の館長を非常勤の嘱託職員とするものでございます。2 点目は、事業係を廃止するものでございます。3 点目は、館の責任者として副館長を置くものでございます。館の業務につきましては、文化財保護室の業務と密接に関連することから、副館長は文化財保護室長の充て職とします。なお、施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日からでございます。よろしくご審議をお願いします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。

(野田委員長)

特に、ご意見もないようですので、第 18 号、19 号、20 号、21 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 22 号議案「歴史の里基本計画の策定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(岩間生涯学習部長)

「歴史の里」基本計画の策定について、説明させていただきます。本件は、11 月 11 日の教育委員会臨時会において協議題としてご議論いただいたものですが、その後、1 月 10 日から 2 月 11 日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。通常の計画ですと、数十件程度のご意見をいただくことが多いものですが、本計画案につきましては、100 名の方から、300 件を超えるご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、ご意見に対する市の考え方を、参考資料としてまとめさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。これらのご意見を反映しまして、細かなところまで含めると、100 箇所を超える修正をいたしました。ここでは、主な修正箇所について数点ご説明させていただきます。まず、施設全体の整備内容について多くのご意見をいただいております。小中学生の社会見学から大学生の研究、家族連れ、高齢者、障害者に至るまで、あらゆる人に開かれ、多目的に利用できるように施設としてほしい旨のご意見をいただいております。22 ページ、26 ページ、43 ページ、44 ページほか、該当箇所に、さまざまな利用を想定した施設とする旨記載しました。また、市民発掘調査など体験事業について多くのご意見をいただきました。古墳の発掘調査については、学芸員の指導のもと実施すること、また各種体験事業については、学術的な成果に基づいて実施することを、8 ページ、23 ページ、24 ページ、38 ページの該当箇所に記載しました。また、交通アクセスについても多くのご意見をいただきました。新たな観光拠点としての期待とともに、バス路線の拡充の必要性などについてご意見をいただいております。全国でも屈指の古墳群を紹介する施設として、国内外から社会見学や観光客が訪れるためには、交通アクセスの充実が欠かせないものと考えており、32 ページにシャトルバスの運行や既存公共アクセスの拡充等について記載しました。この他にも、ご覧いただきますとおり、沢山のご意見をいただいております。いただいたご意見は今後の設計・整備の段階でも随時取り入れていきながら、市民の皆様にご愛される施設としていきたいと考えております。なお、本件をお認めいただき

ましたら、今後のスケジュールとして、3月24日に、本計画及びパブリックコメントにおける本市の考え方を公表する予定でございます。説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。

通常は数十件程度のところ、300件を超えるご意見をいただけたようです。

(岩間生涯学習部長)

いろいろなところへパブコメのパンフレットを配りましたので、特に上志段味地区は町内で回覧いただいたようで、たくさんのご意見をいただくことができました。

(服部委員)

これだけたくさんのご意見をいただけると、パブリックコメントを行った意味がありますね。たくさんのご意見をいただくと施策に生かしていくことができますね。

(岩間生涯学習部長)

こちらでは分からなかった視点もご指摘いただきましたので、計画に付け加えることができました。

(野田委員長)

特にご意見もないようですので、第22号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第23号議案から第26号議案は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

(野田委員長)

3月23日で任期が終了する古川委員から、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(古川委員)

昨日本会議に出席いたしました。私の後任の方について、議会において承認されま

した。私も思い起こすとちょうど4年前、教育委員へのお話をいただきました。経営者の方で教育委員になられた方が少なく、議会において承認をいただくまで大変な中で私を選んでいただいたようで、そのことを思い出しておりました。4年前はずいぶん前のように感じています。

お受けさせていただくとき市長さんからいろいろな思いをお聞かせいただき、どこまでできるかわかりませんが、できるだけやらせていただきたいという思いでやってまいりました。当時の教育委員会の日数は月1回でしたが、議論を重ね決めていく必要があると感じ、議論する場を増やしていただきました。

やりたいことがいろいろありましたが、4年という任期があり、また常勤ではありませんので、出来ることと出来ないことのプライオリティをつけてやってまいりました。教育の本質に入っていくのが教育委員会の使命ですが、なかなか出来ないこともありますので、表面的なことかもしれませんが、審議会委員について公募することを導入したり、またスポーツセンターなどにおいて利用料金制の導入を進めてまいったことなど、4年という期間で出来ることをしてまいりました。

市役所の職員について、いろいろなことを聞いておりましたが、聞いていたこととまったく反対で、私達の要望について、一つひとつ真摯に受け止めスピーディーに対応していただきました。役所の人の見方が180度変わりました。素晴らしい教育委員会事務局職員に恵まれたと思っております。

事務局のみなさんにとっては、わがままな教育委員だったのではないかと思います。私のような委員をお支えいただきましたことに感謝を申しあげ、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(野田委員長)

ありがとうございました。これで教育委員会臨時会を終了いたします。

午前10時31分終了